

千葉市職員措置請求（7千監(住)第3号）に係る監査結果について

第1 請求の概要

1 請求人 千葉市の住民1名

2 請求日 令和7年11月12日

3 請求の要旨

- (1) 返送対応における不当な郵送費支出及び文書管理の不統一
- (2) 弁護士委任に係る公費支出の透明性欠如
- (3) 市長への手紙返送に関する手続混乱と行政コストの浪費
- (4) 政策法務課における取次中止による府内連携の不備
- (5) 人事委員会事務局による不当な返送未遂と公文書管理義務違反

第2 監査の概要

1 監査対象事項（下記以外の事項については、監査の対象とならないものと判断した。）

- (1) 教育職員課が行った、簡易書留による返送に係る郵便費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。
- (2) 広報広聴課、総務課、政策法務課、教育職員課及び人事委員会事務局がそれぞれ行った、開示請求の手続に係る開示決定等の期間又は期限の延長通知書、保有個人情報の開示決定通知書等の送付に係る郵便費用の支出等が、違法又は不当な公金の支出に該当するか。
- (3) 教育職員課が代理人弁護士と締結した、法的対応に係る代理交渉業務の委任契約及びこれに伴う弁護士手数料等の支出が、違法若しくは不当な契約の締結又は公金の支出に該当するか。

2 監査対象部局 総合政策局、総務局、教育委員会事務局及び人事委員会事務局

3 監査結果

請求人の主張のうち、監査対象事項とした郵便費用の支出並びに代理人弁護士との委任契約の締結及びこれに伴う弁護士手数料等の支出についてはいずれも理由がないため棄却し、監査の対象とならないものと判断した事項については却下する。